

カナリヤの詩

CANTUS CANARIARUM

第102号

2004.6.19



1ページ 獄中から―墨彩画 牡丹と蝶
3ページ 豊田被告弁論のごく一部 その1
11ページ 手記「砂浜での柔道、毒ガス」
12ページ 窓口「陰謀発想と世論」



カナリヤの会様惠存

墨函牡丹と蝶

依田一明

平成十六年

揮

六月二日永

豊田亨被告－高裁弁論から その1

2004. 3. 29

弁護団の了解を得て、高裁の弁論要旨の中の、ごく一部を転載します。教団内での状況、社会的背景の分析について書かれてあるところの、一部です。

同弁論は、被告の成育歴・麻原との出会いを、思潮背景、時代背景をふまえつつ個別具体的に検討しており、また弁護人自身の経歴感覚もふまえて記述されている。マインド・コントロールに関する証言から分かったことを記述している。

オウム事件の弁論として、完成度の大変高い弁論だと思う。全文はホームページにアップしてあるので、是非、ご参考にしてほしい。

判決は2004年7月28日 午前10時です。

上記被告人に対する殺人等被告事件について、弁論の要旨は下記のとおりである。

記

第1 事実誤認 (中略)

1 被告人に施されたマインドコントロールについて (中略)

2 被告人がオウムを信仰し、犯行に至るまでの経緯

- (1) 被告人をめぐる世代的状況
- (2) 被告人が信じたものは全く違法、異常なものではなかった (中略)
- (3) 被告人の出家までの何ら問題のない生活状況
- (4) 出家までに被告人が信じたものは何ら違法・不法なものではない
- (5) 出家時の説得
- (6) 被告人の出家の際の被告人の認識及び松本の意図
- (7) 出家後の生活 — 出家後の洗脳

I 教団の価値観のスキーマ化

被告人は、出家して、社会での生活を全て捨てさせられた。被告人は、オウムのメンバーとして苦しくても修行を続け、少しでも解脱に近づけるよう努力しなければならないと考えるよう追い込まれた。

被告人がオウムに回心した結果、得たビリーフとしては、

・理想ビリーフとして「最終解脱すること」。それと関連して「人々の救済をすること」「世界破滅を防ぐこと」など

・目標ビリーフとして「ヨーガの修行をすること」「グルのエネルギーを受けること」「指示されたワークを実施すること」など

・因果ビリーフとして「カルマの法則」「ハルマゲドン」「輪廻転生」「救済者の弟子」「悪いカルマに汚れた存在」など

・権威ビリーフとして「教祖の絶対性」「教祖の神格性」「教団の正統性」

があるが、これが時間をかけて常に繰り返し使われることによって、相互に神経回路ネットワークとして結合し、スキーマとよばれる意思決定のシステムとして機能するようになっていった。このようなビリーフシステムがスキーマとして機能するようになるについては、出家後の「修行」が大きな役割を果たしている。このような「修行」の結果、被告人は入信以前のビリーフシステムを作動することができなくなり、教祖の指示を受けると、救済者の弟子として指示されたワークを完遂しなければならない、という具合にしか思考が浮かばなくなり、その枠組みを越えたあらゆる意思是、死後に餓鬼界、畜生（あるいは動物）界、地獄界という「三悪趣」に落ちる恐怖によって無意識的に（自動的に）ブロックされるように習慣化されてしまったのであった（以上について「意見書」P 12～13など）。

II 出家者へのマインドコントロールのメカニズム

以下このようなビリーフシステムがスキーマとして機能するに至った教団内での被告人の生活を俯瞰する。 オウムでの生活は、

① 情報の管理

閉鎖集団で、自由を拘束し、プライミング情報を与え、外部情報から遮断する

② 感情の管理

外部の人はエネルギーが悪い等として、一般社会からの回避をはかり、世界が滅亡して教団も滅亡する危機にあるとして緊張感を与えて思考を硬直させ、ホーリーネームを与えて新たなアイデンティティを形成させる

③ 行動の管理

教祖しか修行の進展の度合いが分からないので、信者は教祖に依存し、教祖からの叱責や逆にワークがうまくいったときの賛辞といった賞罰が極めて効果的に機能した。また、信者は、新たに与えられたオウムでの役割に専念することで、新たな自分の価値に馴染んでいった。また社会内での価値を全く否定するために、修行が価値あるものと考えてるに追い込まれる認知的不協和の状況が生じたり、合法的ワークを徐々に逸脱に持っていく、容易に命令に服従させるような方法が用いられた

④ 身体 の 管理

ワークで休む暇もなく、課題遂行のために高いストレスにさらされるという自由の拘束の状態にあり、「煩惱」の否定のために食事や睡眠等も制限され、慢性的な栄養枯渇睡眠不足の状態にあった。また、世界が滅びる、教団が破滅するという思想が前面に出されることで、心理的な切迫感や恐怖感が強められた

というような形でマインドコントロールを強化された。

III 「洗脳」といい得る身体的な強制

出家者に対して容易された環境や課される修行の内容は、「洗脳」ともいってよい程の身体的な強制力を伴う強烈な心理操作であった。「マインドコントロールとは何か」P 112の「一部の破壊的カルトの場合には、薬物や『洗脳』に近い、古い強制的方法を用いていると疑惑がもたれる組織もないではない」と記載されているが、これはオウムを意識したものだという（西田氏第8回P 37）。

オウムは、出家信者に対して、ハルマゲドンに近い等として危機感を煽って、信者の無力感や恐怖感を増大させ、修行への切迫感を与えたり、ホーリーネームを与えることで新たな価値で生きる意味を与えたり、教祖が非常に巧妙に信者の心を掴むような形で接したりするなどの「社会内」で行う布教の延長ともいえるようなマインドコントロール手法もとっているが、古典的な洗脳の概念に当たるような非常に強烈な心理操作も行っている。

例えば、被告人は出家後、「極限修行」といわれる、殆ど睡眠時間もとらずに、食事も僅かな量を不定期的に1日1回しか与えられず、8時間松本を讃えるマントラを唱え続けたり（一時期からは松本の説法集を読むことに変わったという）、8時間激しい呼吸法をしたり、8時間歩き続けるなどの24時間サイクルで構成された肉体的に極限に達するような「修行」をさせられている。

この間、風呂やシャワーなどは使えなかったし、体重は15キロ程減少し、階段を上るのも辛いほどだったという（被告人第3回P13～14等）。この修行は、いつ終わるかも知られず約2ヶ月続いた。このようにマントラを唱え続けたり、肉体を極限においたりすることで、人間は変成意識状態に陥り、被暗示性が高まり、現実と非現実の境目が薄くなる（西田氏第8回P39～41、同P69～70）。グルを頭上にイメージしてそれに帰依するという言葉を唱え続けることは、正統な密教の修行では、グルへの依存を強めすぎるので禁じられていた（西田氏の遠藤誠一に対する意見書P16～17）、これは、松本が自分に信者を依存させるためにさせた修行ともいい得る。信者たちは、最初のこの「極限修行」を通じて徹底的に松本への帰依をたたき込まれたことに注目するべきである。また、辛い修行を重ねれば重ねるほど、つらいことをしているがゆえに価値のあることに違いないと信じていくような心理的効果（認知的不協和）も生じ得た。

また、出家した後の環境は、社会とは隔絶され、全く外からの情報は入って来ず、信者たちはプライバシーや自由な時間を全くとっていない程持てない状況で、しかも、常に教祖の写真やその唱える詞章が反復して聞こえてくる環境であった。例えば、被告人のいた清流精舎は松本のマントラのテープが流れ続けていたというし、第7サティアンの部屋でも「決意文」が常にカセットから流されていたという（被告人第3回P3～4）。また、それ以外の場所でも、決意文がテープで流されていたり、常にそれをヘッドホンで聞くことが命じられたりしていた（同P4）。そうでなくても、彼らの活動は一日中、オウムにかかわる活動でありそれ以外の情報が入ってくることはなかった。

出家信者は、修行として、教祖を讃えたりそれへの帰依を内容とする詞章、決意文と呼ばれる反復した言葉でできた文章を唱えさせられたりしているが、このような言葉を繰り返し唱えることで変成意識状態が生じ、その言葉を記憶し、自己暗示として記憶に入れ込む状況をつくり出すものであり（西田氏 第8回P42）、オウムの価値観をたたき込むためには非常に効果があった。また、信者どうしでしゃべることも禁止され、被告人はそれのかたく守って生活していた（被告人第2回P37～38）。被告人は上司の村井と話をする機会があったが、ワークの話か、松本がいかに素晴らしい存在であるかを村井から聞かされただけであるという（被告人第3回P5～7）。このような戒律は、教団内での情報を管理し、各信者を孤立した状態におくという意味でも教団がマインドコントロールを機能させるのに、非常に有効であった。

このようにして、出家信者たちは、オウムの発想から離れがたい環境の中におかれていた。睡眠時間や食事制限され、著しいストレスによって、思考能力も奪われていった。

更には、教祖や一部幹部は、出家信者（だけではないようであるが）に対して、薬物を投与して神秘体験と同じような体験をさそうとしたり、麻酔薬を投与して意識レベルを下げ、単純なメッセージ（「修行するぞ」「（松本に）帰依するぞ」等々）を繰り返し述べさせたり、地獄のイメージなどが写っているビデオを見せたりするような強烈な洗脳の手法をとっていた。これは、教団の一部幹部が積極的に文献を取り寄せるなどして研究したものであるという（西田氏第8回P37～38など）。

小田晋氏（以下「小田氏」という）も、オウムでの「行法」は洗脳の技法を利用した極めて強烈なものであり、教祖の指示に何でも従うことになりかねないものと指摘している。小田氏は、オウムでの洗脳に特徴的であることは（中略）

IV 教団内での生活による教团的価値観の固定化・自動化

(8) 被告人が自ら望んで犯罪に関与したものではないこと

3 犯行の際の被告人の精神状態と法的責任

(1) 本件各事件の際の被告人の精神状況

(2) マインドコントロール下にあった本件犯行時の被告人の行為責任は責任能力の問題である

(3) 期待可能性について

いわゆる適法行為の期待可能性の問題と言ったところで、その責任の限度は責任能力の問題とした場合と基本的に同様に、即ち「責任」の限度で、画されるべきこと、論を待たないと思われる。

岡崎一明の心理鑑定の一翼を担った土本武司教授は、責任能力に関しては「精神障害の状態にあったこと」を心神喪失・心神耗弱該当性の必要条件とする立場のようであるが（「鑑定書」P148）、かかる立場を前提としつつ「そもそも、規範的な責任論の立場に立てば、責任は非難可能性としてとらえられ、その非難可能性の根拠は、行為者が自己の行為についてコントロールの可能性を持つとき認められる（団藤重光『責任能力の本質』刑法講座3巻33頁）。自己の行為をコントロールすることの可否、程度が非難可能性の有無強弱、従って責任の有無、強弱を決めることになる。そして、責任の有無、強弱を決める要素（責任要素）には、素質的・生物学的なもの、環境的・社会的なものがある。責任能力は前者に関し、期待可能性は後者に関して現れる」とし、責任能力も期待可能性も、非難可能性としての責任を限界づけるものとしての他行為可能性の問題であること、その意味で同じ性質の問題であることを認めている。

したがって、この土本教授のような立場に立てば、被告人の責任能力に関してこれまで述べたことは、体系的には期待可能性について問題になることになる。しかし、いずれにしても、被告人は松本の指示命令に心理的に服従せざるを得ないようにマインドコントロールを受けており、他行為可能性が存在しないか仮に存在したとしても著しく限られていたのであって、適法行為を期待することは不可能か少なくとも著しく困難であった。

その他行為可能性の程度は、少なくとも精神の障害が原因で弁識・制御能力が限られ心神耗弱と認められる場合の他行為可能性の「程度」を下回ることはない。したがって、責任論の観点からは、等しき他行為可能性については等しき責任が課されるべきであり、少なくとも心神耗弱が認められる場合と同程度の刑の減軽がなされなければならなかった。

このように、通説的な考え方に立ったとしても、実質には何ら変わりがないのであるむしろ、ここでの問題は、本質的な責任の有無とその量・程度なのであるから、体系上どこで論じるかというようなことで、それに変わりがあるとは困るのである。

ただ、期待可能性の問題というときには、責任能力の問題を論じるときとは若干異なる考量要素が入ってくることはあり得る。責任能力、つまり刑法39条の解釈問題としては、「心神喪失」「心神耗弱」という概念の問題であり、それは精神医学上の概念ではなく我々は「精神の障害」を必然的に内包すべきものではないと考えるが、しかしそれは行為者の内心の「状態」を意味する概念ではあろう。したがって、これらの概念への該当性の判断としては、その一定期間継続する「状態」の把握が主たる問題意識となる。これに対して適法行為の期待可能性というときは、伝統的に絶対的強制下の行為や軍隊での上官の違法命令に従った場合などが例に挙げられるように、必ずしも内心の内面化された「状態」のみがファクターとされているわけではないようである。そのときどきの外部的環境やその心理的

影響などは、我々の議論でもそれがマインドコントロールの結果ビリーフシステムの変容として構造化された場合には、それは責任能力の領域で評価されるべきであるが、「そのときその場の外部環境とその心理的影響」、つまり「状況」は、むしろ期待可能性の問題となるすなわち仮に我々のように認識・制御能力の欠如・減退を心神喪失・心神耗弱の内容と理解するとしても、期待可能性が問題となる領域は存在する。「状態」としては他行為可能性の存在が否定できないとしても、それに具体的「状況」を加味したとき、他行為可能性が存在しないか著しく制約されている場合があり得るからである。

これを本件について見ると、被告人は、既に松本らによってマインドコントロール下に置かれ、松本の命令を忠実の実行することが修行であり、功德を積むことであると信じ込まされていた。その命令に従わなければ地獄に落ち、その救済に依らなければ人々は地獄に落ちてしまうと信じ込まされていた。被告人は「出家」の名の下に社会とのつながりを切断されて相当期間が経過してもいた。外部からの情報は与えられなかった。このような「状態」が前提として存在した。

なお、被告人がこのような状態におかれた契機は、少なからず強制的でもあった。出家する前、被告人はそれまでの在家信者としての教団との関わりから 教団の教義は信じていたが、自らその時点で出家する意思はなかった。それにも関わらず、松本は被告人に出家を命じた。松本は、教祖の絶対性、教祖の命令の絶対性を強調し、それに従わないことの恐ろしさをそれまで教義として在家信者としての被告人に散々植え付けてきた。したがって松本自身、その出家命令が、絶対的な、それに反すれば被告人を未来永劫地獄に落とすことを確実にするものとして被告人に受け止められ、被告人はそれに反する意思決定をなしえないと当然分かっていたはずである。また、このときなぜ松本は自ら被告人に出家を命じたのであろうか。当時の教団の中で秘密裏に進んでいた事態からは、被告人の学歴などから、被告人が教団の反社会的な活動にとって有用な人物と松本が考えたからに違いないが、言うまでもなく、被告人にはそのような意図は説明されていないし、そもそも在家信者であった被告人には教団に存在した裏面は全く知らされていないのである。これは、不作為による詐術である。その上さらに、野田ら先輩出家者3名による極めて長時間の集団的説得が被告人に対して行われた。これは強制的説得として評価されるべきである。

こうして被告人は最終的には出家せざるを得なくなり、やがて前記のような状態におかれることになる。

こうしてみると、被告人の場合は、出家後の洗腦的な手法も用いられた強力なマインドコントロールばかりではなく、その出家に至る過程でも極めて強制的な方法が用いられており、期待可能性の判断において、外部環境的要因として、強制的契機を重視する考え方（「鑑定書」P151では、岡崎の入会の契機に暴力、詐術、集団的説得、洗腦的方法が用いられていないことが期待可能性の不存在による犯罪不成立を認め難い理由の1つにあげている）に照らしても、被告人にとって適法行為の期待可能性が存在しないか少なくとも著しく限られていたことを如実に物語っている。

また、被告人が関与した各事件は、既にマインドコントロールを十分に受けてしまっていた被告人には、いずれも抵抗の乏しいものであった。この点、たとえば現に直面している人の首を絞めて殺すという違法行為が命じられれば、その行為自体非常に具体的でリアルなものであるから、抵抗感は極めて生じやすい。「それをしない」という適法行為の期待可能性は高くなる。しかし、被告人が命じられたのは、即物的に言えば、機械部品の加工であり、液体の入ったビニール袋を傘で突き刺すことでありというように、具体的な結果とすぐに結びつくようなリアルなものではなかった。しかも、具体的に意図や目的を説明されたわけでもないし、毒物の効果についての知識が充分にあったわけでもない。このような行為を命じられたとき、既にマインドコントロールを強力に受けていた被告人が、その行為に対す

る心理的抵抗感から命令を拒絶し、適法行為を選択しうる可能性は現実には存在しないか、著しく制約されていたのである。

このような状況にあった以上、被告人には適法行為の期待可能性はないか、またはそれが極めて減退した状況にあったというべきである。原判決は、この点を見落としている。従って、原判決には期待可能性についての事実誤認がある。また期待可能性の欠如・減少は超法規的責任阻却・減少事由であり、それに該当すべき事実があるのに、適用しないのは、法令適用の誤りである。

(4) このような状態におかれたことは被告人の責任か

(5) 井上判決のマインドコントロール評価

4 事実誤認のその他の問題 (中略)

第2 訴訟手続の法令違反 (中略)

第3 憲法違反 (中略)

第4 量刑不当

控訴趣意書第5で述べたことに多少付け加えるべき点がある。

1 社会的論調の少なからざる変化 (中略)

(3) ありがちな疑問に対する回答

ここで、被告人のような知性の高い、高度の教育も受け、教養もある若者までがなぜというありがちな疑問に答えておかなければならない。

1960年生まれの西田証人が、1980年代頃の若者達について、世の中が豊かになっていく反面で、人間の心がすさんでいくものを感じていた年代ではないか、という趣旨を述べている。1961生まれの弁護人の宮田と大木とは、西田証人と同世代の、被告人よりは少し前の80年代前半に大学生生活を経験した世代である。

実際、弁護人らが知る80年頃の大学の様子と言えば、統一教会系の原理研究会の学生勧誘は盛んに行われていた。それと対立する勢力もあったが、当時としてはそれを宗教として批判するのではなく、「反共同体」「親韓国軍事政権」という政治的文脈の中でのものであった。自己啓発セミナー類のポスターは学内掲示板のそこそこに見られた。が、80年頃にはまだその問題性までは全く意識されていなかったと言ってよい(問題が顕在化したのは90年代以降だろう)。

学生の側はどうであったか。大木達の世代は、その後まで成長の神話を無邪気に信じていることが出来た世代ではない。小学生の頃に高度成長は終わってしまった。「ノストラダムス」の終末論が一世を風靡し、「こっくりさん」に興じたのは中学生の頃であった(被告人はそのころ小学校に入ったばかりである)。ユリ・ゲラーが来日し、「エクソシスト」が公開された時期でもあるそのころは、たとえばカーソンの「沈黙の春」が翻訳出版された時期でもあった。つまり被告人より若干年上の大木達の世代は、「巨人の星」の成長神話・上昇志向のイデオロギーでスタートした。それに対応した社会の現実もあった。草野球やドッジボールのようなことでも、誰に強制されるでも指導されるでもないのに、「上手くなるために」「強くなるために」友達同士が集まって目の色を変えて真剣に練習した。そのことに何の疑問もなかった。ある時期まで、それは社会的にも自明の「良いこと」であった。ところが成長の途中から、社会的現実がそれを裏切り始めた。成長には限界がある、誰かがぶんどれば誰かの取り分が減る、みんながががつつすると地球がぶっこわれる、という現実には社会は直面しはじめた。高度成長は終わり、真面目な勤労者の働く会社は公害を垂れ流して人を殺し、貧しい生い立ちから首相にまでのぼりつめた人物は裏金をもらう。真面目に勉強し、一生懸命働いたからといって、間違いなく明るい未来が開けている保障はない。時代の雰囲気

気が変わっていった。そのような中でオカルトやら超能力やらのファンタジーを受け入れてきたのが大木達の世代である。

いわゆる超自然的なもの、オカルトや心霊現象、さらには終末論、占い、超能力、このようなものに、我々の世代は、早くから決して拒絶的ではなかった。「ノストラダムス」は、同世代の共通体験と言って良い。それは、別の世代にとってのマルクスやサルトルと同じようなもの、つまり、誰もがまるっきり信じたわけではないが、誰もが読んでこのある、誰もがそれを語りうる、我々の世代にとってはそういうものなのである。

80年、別冊宝島として「精神世界マップ」が出版された（ちなみに「宝島」、「別冊宝島」や「ビックリハウス」は、サブカルチャー世代と言われる大木達の世代で、80年前後に非常に広く読まれた影響力の大きかったメディアである。一世代前にとっての「朝日ジャーナル」や「世界」のようなものである）。これは、精神世界と呼ばれる領域全般のブックガイドを中心としたもので、アメリカのサイコ・セラピーのセミナーや、グルジェフ、クリシュナムルティ、ラジネーシなどが、未翻訳の文献も含めて、紹介されていたこの、入門書と言うには必ずしも易しくはなく、実践的な内容も含み、しかも英語の文献案内ばかりが多い本が、刷りを重ねた（今出ているものは、44刷）こと自体が、80年頃には若者の間での精神世界への関心が低くなかったこと、しかもそれはその後の世代にも続いたこと、若者達が求めていたのは知識のみではなく実践も含めてであること、興味を持つ若者達の知的程度は洋書の多いブックガイドを必要とする程度には高かったことを意味する。

83年、中沢新一「チベットのモーツァルト」が出版された。宗教と言うよりは、ポストモダン的な言説にあふれた人類学的フィールドワークとして多くの読み手は受け取った。主たる読者層であった大木達の世代の中では、そこに描写された「ポワ」（ここでは自分の意識を自分の肉体から切り離すこと、幽体離脱の意。しかし、この本やこれより早く出た「虹の階段」により、大木達は「ポワ」という言葉は、オウム現象で世に知れ渡るずっと以前から、言葉自体とその本来の意味は知っていた）の修行の中で著者がした体験について、それが「本当か嘘か」などという議論はなされなかった。何らかの宗教を信じるかどうかにかかわらず、それを「ありうべきこと」として受け取ることは、大木達の世代的には当然なのであった。大木のような非宗教的な者でもスピリチュアリティは別段「否定しない」のが、大木達の世代では普通である。後に東京大学の教授であった西部邁が、中沢が東京大学の教官候補になったとき、強く反対し（その理由は、中沢の「科学性」への疑問というか否認であったと記憶する）大学を辞職したが、あのような反応は、大木達の世代ではありえない、調子っぱずれなものにしか見えないのである（ちなみに中沢は、現在、中央大学教授である）。

このような、宗教性と精神性を切り離すことが普通に出来る世代の環境やメンタリティは、たとえば「悟り」を目指す「修行」への敷居を低くした面はあるかもしれない。

一方で当時、「若者達の神々」として現れた中沢らニューアカデミズムの旗手たちのうち、いち早く注目されたのは浅田彰であった。浅田が主張したのは、社会のシステムから「逃げ続けること」であった。

日本では浅田らに代表される80年代現代思想は、総じて、世界を認識したり、システムを人が意思的に変革したりすることはもはやできない、というペシミズムを前提としたそれは、近代末期の現実的基礎の上に成り立つ認識であった。

1つの戦略として、「だからこそ」自然体験を取り戻すべきだ、という主張もある。たとえば養老孟司教授などはそれである。しかし複雑巨大にイメージが張り巡らされた社会での、ほんの一時の自然体験、直接体験に、それをうち破る力などありはしない。かえって

オウム真理教に興味を持った若者達のうちの少なからぬ部分は、直接経験、身体論をそこに求めたのである。

他方、ニューアカデミズムは、社会変革に向けて一致団結せよ、という類の古いイメージを一掃し、自由を与えた面もある。システムを動かす主体は決して存在しないという認識の元では、全ては「記号」として等価になり、メインもカウンターもアンチも意味を失い、全てが相対化される。サブカルチャーが表に現れる。

「80年代初めのニューアカデミズムは、すべては浮遊する記号であり等価だというビジョンを私たちに与えてくれました。大学の学問もアングラ芝居も並列なんだと。宗教学者の中沢新一さんと麻原教祖が雑誌で対談しているのを見て、『最先端の思想を論じる大学の先生と宗教の教祖が話すなんて』と、わくわくしたものです。これからとてつもなく新しいことが始まる、とさえ思いました」（宮台真司「野獣系でいう！！」より、宮台と香山リカー精神科医、1960年生まれーとの対談「オウム真理教とサブカルチャー」での香山発言。初出はASAHI NEWS SHOP「何がオウムを生み出したか」朝日新聞社）というのは、その同世代人から見れば、80年代に現代思想やサブカルチャーの影響を少なからず受けた多くの同世代から見れば、非常に同感できる感想を率直に（この対談の初出は、地下鉄サリン事件にかなり近い時期であったと記憶している。香山の勇氣に脱帽した覚えがある）語ったものである。

個人領域での欲望追求は、むしろ「それしかできない」という諦めの反面で、解放される。「なんとなくクリスタル」をベストセラーにし、女子大生をブランド化し、DCブランドを買いあさり、マハラジャを流行らせたのは、大木達の世代である。しかしそれは「なんとなく」というむなしさを感じつつのものであった。だからこそ、田中康夫は支持されたのである。その華やかさではなく、その大本にあるむなしさやつまらなさが、同世代人の心を捉えた。しかし、当然、それで満足できない者、諦めきれない者も、生み出され、閉塞していく。

世界を把握できないということは、別の言い方をすれば言語で全てを記述することはできないということである（この両命題が等価であるということとは、既に記号論によって明らかにされていた）。中沢が「チベットのモーツァルト」で示したのは、人間の存在のありようの中に、決して言葉による秩序化ができない領域があることであり、意味に還元されないものがあるということである。それは広い意味での「身体論」に含まれる。その領域の存在が明らかになることは、逆に言えば、言語化され秩序化される人間領域を相対化することであり、そこから自由になれる可能性が生まれるという面もある。この時期の若者達が身体論に関心を持っていくのは必然でもあった。

被告人の世代になると、大木達が小学生の頃感じ取れたような高度成長期の現実、つまり親が働いて給料が上がって家のテレビが白黒からカラーに変わったようなこどもにもわかりやすい上昇体験自体、もともと乏しかったであろう。気が付いたときには何でもあった世代である。しかしだからといって家庭や学校での教育が、それに対応した内容になったわけでもない。教育で教えられる価値観は、発展しつつある近代のそれである。ある意味では理念的にしか受け取れない面が、もともとあったのではないか。それを理念として特に頭のいい子ほど、受け入れることは出来ても、現実裏打ちされない理念で満たされるわけがない。「小学校のクラスのみんながドッジボールの練習で夢中になる」ような現実体験は、それほどではなかったのではないか。そして、そこには当然不安が生じる。

（その2－103号に続く）

手記 砂浜での柔道毒ガス

元サマナ、男性、40代

あれは1994年頃だったと思います。私が、自治省で警備・運転をしているときのことでした。その頃、わたしは、教祖の自動車を運転していました。キャンピングカーのようなワゴン自動車で、そこに寝泊りしました。

教祖は、毒ガス攻撃を受けていると言って、私が運転者となって、教祖の家族ともども、千葉近辺を、何ヶ月間も寝泊りしていました。リゾートマンションを借りて、教祖の家族全員がそこに住むこともありました。

私の役目は、家族がそのマンションについたら、まず窓戸と言う窓、ドア、換気扇などにすべて目張りをして、毒ガスが入らないようにすることでした。

教祖と私などは、ご家族をマンションーにおいて、3日に一回程度は、富士の向かいました。食事や水の修法のためです(今、思えばダーキニーたちと会うためもあったのだと思います。)

その途中、私は、何度か、教祖と柔道の練習をしたことがありました。海岸に近づくと、教祖は降りようと言って、柔道を始めようとします。私や外の警備の4-5人に、柔道を教えるというのです。私も武道が好きなほうでした。

教祖にそう言われることは名誉なことですし、体を接触させることは喜びでした。1つのイニシエーションという感じでした。教祖は、占め技が好きでした。砂浜の上で、私を倒した後に、腕ひしぎとか、三角締めとか、いろいろ教わりました。

私は、1995年の秋ぐらいに脱会しましたから、6年間ぐらいオウム真理教にいたことになります。教祖のそばには、合計4-5年いたのでした。率直言って、教祖に悪い思いはなかったです。

そんなことをしている時、ヘリコプターが頭上を飛んでいることが何回かありました。すると、教祖は「くさい」「ああ、ガス撒かれている」と言うのです。そして、急げー、と言って、すぐに自動車に戻って、出発するのです。

当時、私は、松本サリン事件を知っていました。サティアン内に、新聞のコピーが張られていて、特別な「公安」が、サリンを撒いたと思っていたのです。教祖も、説法でたびたび言っていたし、サマナたちも、そういいあっていたので、私も信じていました。ですから、私も砂浜で、サリンを撒かれている、と感じました。

パーキングで、たまたまベンツを運転していたときでした。窓を 長女が開けました。すると、教祖が突然怒り出して、「なに開けているんだあ」と怒鳴りました。教祖は、長女に厳しいところがあり、ポロクソでした。

今思えば、松本サリンも、オウム真理教がしたものでした。でも、今でも、あの頃の教祖は、サリンを作る一方で、自分も毒ガス攻撃を受けていると思っていたと思います。

以上

陰謀発想と世論

うーん、「陰謀だっ」との発想をされる人、意外に多くいるんだなあ、と思った。

もとより、電磁波系(差別用語だという人がいるがそうではないと思う、「自分宛に電波が」と言い出す現象面での表現だから)の人が言うだけならば、まだ分かる。

だが、4月のイラクの日本人拉致事件で出たように、

一方で「自作自演だ」「サヨク」「連合赤軍の関係だ」

一方で「政府の扇動で自作自演説・自己責任論が出てきた」

とか、通例、まともな方なのにそんな発想をする人がいる。

もちろん、事件とか新事態があったときには、あらゆる可能性を設定しておく必要がある。陰謀は確実にある。

記憶にあるのは、オウム真理教の昔の48時間掲示板。これはオウム真理教側の自作自演があるだろうと設定し、実際そうだった。つまりは勧誘の場であり、それが

できないとき閉鎖に至った。その裏マニュアルもあった。現役なのに知らない振りをして工作していた「河上イチロー」騒動もあり、これは暴露前から激烈に批判した。(おーい、元気ですかあ。それからハシジさんどうしてるう? 心配)。

だが、自ら、事実に基づかない、事実を調べないままに書き連ね、時には根拠の弱いままに自分の意見に合う情報のみを呈示して、確言する人がいる。マスメディアで発言するまでする人もいる。いよいよ「知識人の底」が見える時代になったと思う。

「サイレントマジョリティー」というものが、ネットの書き込みを見ることによって相当程度分かるようになってきた。一部の誹謗中傷のたぐいはどんな立場でも相手にすべきものではないが、ただそれが出てきた背景、反論や戒めがどこまであるかで、世論を見る指標とできる。

底流にある国民の意思こそ知ることができると媒体となったのである。

<http://www.cnet-sc.ne.jp/canarium/>

歌を忘れたカナリヤは
後の山に捨てましょか
いえいえそれはなりません
歌を忘れたカナリヤは
背戸の小藪に埋めましょか
いえいえそれもありません
歌を忘れたカナリヤは
柳の鞭でぶちましょか
いえいえそれもありません
歌を忘れたカナリヤは
象牙の船に銀の櫂
月夜の海に浮かべれば
忘れた歌を思い出す

◎カナリヤは歌を思い
出す手助けをする。

◎カナリヤは自分で自
分の歌(考え)を歌う。

◎カナリヤは歌を歌え
なくなつた鳥を棄てる
のではなく、温かく見
守る。

(地球の揺りかごで)

発行カナリヤの会

連絡先 〒242 神奈川県大和市中央2~1~15 パークロード大和ビル2階

電話 0462~63~0130

大和法律事務所 窓口滝本太郎気付

FAX 0462-63-0375

購読費・カンパ 横浜銀行大和支店 普通1343078 カナリヤの会滝本太郎